

鳥取市児童養護施設等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童養護施設等補助金（以下「本補助金という。」）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、社会福祉法人が行う児童養護施設等の整備に対して補助金を交付することにより、児童養護施設の整備を促進し、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設を設置し、運営する社会福祉法人とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費は、前条に定める社会福祉法人が本市内に別表に定める児童養護施設等の新設又は増改築を行う場合であって、かつ国庫補助対象事業の承認を受けた施設整備事業に係る経費とする。

(補助金の算定等)

第5条 補助金の交付額は、前条に定める経費のうち別表に定めるものについて、それぞれ予算の範囲内において交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号または第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(交付の手続)

第8条 この補助金の交付に関する手続については、規則に定めるところによるものとする。

(実績報告の時期)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日までにしなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

別 表 (第5条関係)

補助対象者	補助対象施設	補助対象経費	補助金の算定方法
鳥取市において 児童福祉法(昭和 22年法律第1 64号)第7条に 規定する児童福 祉施設を設置し、 運営する社会福 祉法人	児童福祉法第7条第1項 に規定する施設のうち次 に掲げる施設とする (1) 乳児院 (2) 児童養護施設	国庫補助対象事業の承認を 受けた施設整備事業に係る 借入金に対する元利償還金	国庫補助額に1/4を乗じて得た 額を限度とする借入元金額及び利 息の額とする。ただし、県の単 独補助対象分については1/8を乗 じて得た額とする。